

第 80 号議案

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 9 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市留守家庭児童会の入会資格を小学校第 4 学年までに在学している児童に拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

芦屋市留守家庭児童会条例（平成15年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「第3学年」を「第4学年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第4学年に在学することとなる者に係るこの条例による改正後の芦屋市留守家庭児童会条例第4条の許可に係る手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

参 照

芦屋市留守家庭児童会条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市留守家庭児童会の入会資格を小学校第4学年までに在学している児童に拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市留守家庭児童会の入会資格のうち、在学に関する要件を小学校等の第4学年まで（現行は、第3学年まで）に在学していることとする。（第3条関係）
- (2) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成28年4月1日。ただし、(2)は、公布の日
- (2) 施行日において小学校等の第4学年に在学することとなる者に係る芦屋市留守家庭児童会の入会の許可に係る手続は、施行日前においても行うことができる。